

改正後	現行
<p>(第23条第1項第3号)」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされているが(医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知))、一方、住民のがん検診への理解を得る観点からは、受診者に対して個人情報の利用目的等を説明し、十分な理解に基づく同意を得るよう努めることとする。</p> <p>(附 則) この要領は、平成18年4月から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、平成30年12月1日から施行する。</p>	<p>(第23条第1項第3号)」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされているが(医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知))、一方、住民のがん検診への理解を得る観点からは、受診者に対して個人情報の利用目的等を説明し、十分な理解に基づく同意を得るよう努めることとする。</p> <p>(附 則) この要領は、平成18年4月から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この要領は、平成28年10月1日から施行する。</p>

改正後		現行	
別紙1		別紙1	
和歌山県 子宮頸がん検診（集団）実施基準		和歌山県 子宮頸がん検診（集団）実施基準	
項目	実施方法等	項目	実施方法等
実施主体	市町村	実施主体	市町村
実施機関	検診実施機関	実施機関	検診実施機関
対象者	20歳以上の者	対象者	20歳以上の者
検診間隔	原則として、2年に1回	検診間隔	原則として、2年に1回
検診方法	問診（様式1）、視診、細胞診、内診	検診方法	問診（様式1）、視診、細胞診、内診
採取器具	スパーテル、ブラシ、サイトピック、綿棒	採取器具	スパーテル、ブラシ、サイトピック、綿棒
採取箇所	膣部、頸管擦過スメア	採取箇所	膣部、頸管擦過スメア
検体の採取方法	液状検体法又は直接塗抹法	検体の採取方法	液状検体法又は直接塗抹法
染色	パパニコロウ染色	染色	パパニコロウ染色
スクリーニングの分類	ベセスダシステム	スクリーニングの分類	ベセスダシステム
精検基準	子宮頸部細胞診判定基準による	精検基準	子宮頸部細胞診判定基準による
検診医師	産科・婦人科医師	検診医師	産科・婦人科医師
結果通知	<p>実施機関：結果を連名簿、検診受診票（市町村保存用）で市町村に通知する。</p> <p>市町村：○がん検診の異常を認めない場合 様式2により通知。</p> <p>○検体不適正につき再検査の場合 様式3により通知。</p> <p>○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること。）</p>	<p>実施機関：結果を連名簿、検診受診票（市町村保存用）で市町村に通知する。</p> <p>市町村：○異常を認めない場合 様式2により通知。</p> <p>○医療を要する疾患（要注意、要治療）の場合 様式3により通知。</p> <p>○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること。）</p>	

改正後		現行	
別紙2		別紙2	
和歌山県 子宮頸がん検診（個別）実施基準		和歌山県 子宮頸がん検診（個別）実施基準	
項目	実施方法等	項目	実施方法等
実施主体	市町村	実施主体	市町村
実施機関	個別検診実施機関	実施機関	個別検診実施機関
対象者	20歳以上の者	対象者	20歳以上の者
検診間隔	原則として、2年に1回	検診間隔	原則として、2年に1回
検診方法	問診（様式1）、視診、細胞診、内診 ※市町村は、原則として検診受診票（様式1）を個別検診実施機関に 配備するものとする。	検診方法	問診（様式1）、視診、細胞診、内診 ※市町村は、原則として検診受診票（様式1）を個別検診実施機関に 配備するものとする。
採取器具	スパーテル、ブラシ、サイトピック、綿棒	採取器具	スパーテル、ブラシ、サイトピック、綿棒
採取箇所	膣部、頸管擦過スミア	採取箇所	膣部、頸管擦過スミア
検体の採取方法	液状検体法又は直接塗沫法	検体の採取方法	液状検体法又は直接塗沫法
染色	パパニコロウ染色	染色	パパニコロウ染色
スクリーニングの分類	ベセスダシステム	スクリーニングの分類	ベセスダシステム
精検基準	子宮頸部細胞診判定基準による	精検基準	子宮頸部細胞診判定基準による
結果通知	実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○がん検診の異常を認めない場合 様式2により通知。 ○検体不適正につき再検査の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、 精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、 又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分 配慮すること。）	結果通知	実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○異常を認めない場合 様式2により通知。 ○医療を要する疾患（要注意、要治療）の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、 精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、 又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分 配慮すること。）
*検査機関から返却のあったプレパラート（検体）は、少なくとも5年間保管すること。		*検査機関から返却のあったプレパラート（検体）は、少なくとも5年間保管すること。	

改正後	現行																																																				
<p>別紙3</p> <table border="1" data-bbox="120 215 1057 1369"> <thead> <tr> <th colspan="2">和歌山県 子宮体部の細胞診（個別）実施基準</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>実施機関</td> <td>個別検診実施機関</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>子宮頸がんの間診の結果、最近6か月以内に、不正性器出血、月経異常、褐色帯下のいずれかの症状を有した者 ※</td> </tr> <tr> <td>検診方法</td> <td>子宮内膜細胞診 子宮体部細胞診のみは行わないものとし、子宮頸がん検診と併せて実施すること。</td> </tr> <tr> <td>採取器具</td> <td>吸引法、擦過法いずれかによる。</td> </tr> <tr> <td>採取箇所</td> <td>子宮腔内</td> </tr> <tr> <td>検体の採取方法</td> <td>直接塗沫法</td> </tr> <tr> <td>染色</td> <td>パパニコロウ染色</td> </tr> <tr> <td>検鏡判定</td> <td>陰性、疑陽性、陽性</td> </tr> <tr> <td>精検基準</td> <td>疑陽性、陽性 ただし、陰性であっても臨床症状を勘案し、精密検査の可否を決定する。</td> </tr> <tr> <td>結果通知</td> <td>実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○がん検診の異常を認めない場合 様式2により通知。また不正性器出血のチェック等、日常生活の注意を促すとともに、引き続き、次回の検診受診を勧奨する ○検体不適正につき再検査の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子宮体がんのハイリスク者（不規則月経、未妊、未産、肥満、糖尿病、高血圧、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等）に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明したうえで、今後、不正性器出血等の臨床症状を認めた場合には、速やかに専門医療機関を受診するよう指導すること。 *検査機関から返却のあったプレパラート（検体）は、少なくとも5年間保管すること。</p>	和歌山県 子宮体部の細胞診（個別）実施基準		項目	実施方法等	実施主体	市町村	実施機関	個別検診実施機関	対象者	子宮頸がんの間診の結果、最近6か月以内に、不正性器出血、月経異常、褐色帯下のいずれかの症状を有した者 ※	検診方法	子宮内膜細胞診 子宮体部細胞診のみは行わないものとし、子宮頸がん検診と併せて実施すること。	採取器具	吸引法、擦過法いずれかによる。	採取箇所	子宮腔内	検体の採取方法	直接塗沫法	染色	パパニコロウ染色	検鏡判定	陰性、疑陽性、陽性	精検基準	疑陽性、陽性 ただし、陰性であっても臨床症状を勘案し、精密検査の可否を決定する。	結果通知	実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○がん検診の異常を認めない場合 様式2により通知。また不正性器出血のチェック等、日常生活の注意を促すとともに、引き続き、次回の検診受診を勧奨する ○検体不適正につき再検査の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること）	<p>別紙3</p> <table border="1" data-bbox="1142 215 2078 1369"> <thead> <tr> <th colspan="2">和歌山県 子宮体部の細胞診（個別）実施基準</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>実施機関</td> <td>個別検診実施機関</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>子宮頸がんの間診の結果、最近6か月以内に、不正性器出血、月経異常、褐色帯下のいずれかの症状を有した者 ※</td> </tr> <tr> <td>検診方法</td> <td>子宮内膜細胞診 子宮体部細胞診のみは行わないものとし、子宮頸がん検診と併せて実施すること。</td> </tr> <tr> <td>採取器具</td> <td>吸引法、擦過法いずれかによる。</td> </tr> <tr> <td>採取箇所</td> <td>子宮腔内</td> </tr> <tr> <td>検体の採取方法</td> <td>直接塗沫法</td> </tr> <tr> <td>染色</td> <td>パパニコロウ染色</td> </tr> <tr> <td>検鏡判定</td> <td>陰性、疑陽性、陽性</td> </tr> <tr> <td>精検基準</td> <td>疑陽性、陽性 ただし、陰性であっても臨床症状を勘案し、精密検査の可否を決定する。</td> </tr> <tr> <td>結果通知</td> <td>実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○異常を認めない場合 様式2により通知。また不正性器出血のチェック等、日常生活の注意を促すとともに、引き続き、次回の検診受診を勧奨する ○医療を要する疾患（要注意、要治療）の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子宮体がんのハイリスク者（不規則月経、未妊、未産、肥満、糖尿病、高血圧、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等）に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明したうえで、今後、不正性器出血等の臨床症状を認めた場合には、速やかに専門医療機関を受診するよう指導すること。 *検査機関から返却のあったプレパラート（検体）は、少なくとも5年間保管すること。</p>	和歌山県 子宮体部の細胞診（個別）実施基準		項目	実施方法等	実施主体	市町村	実施機関	個別検診実施機関	対象者	子宮頸がんの間診の結果、最近6か月以内に、不正性器出血、月経異常、褐色帯下のいずれかの症状を有した者 ※	検診方法	子宮内膜細胞診 子宮体部細胞診のみは行わないものとし、子宮頸がん検診と併せて実施すること。	採取器具	吸引法、擦過法いずれかによる。	採取箇所	子宮腔内	検体の採取方法	直接塗沫法	染色	パパニコロウ染色	検鏡判定	陰性、疑陽性、陽性	精検基準	疑陽性、陽性 ただし、陰性であっても臨床症状を勘案し、精密検査の可否を決定する。	結果通知	実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○異常を認めない場合 様式2により通知。また不正性器出血のチェック等、日常生活の注意を促すとともに、引き続き、次回の検診受診を勧奨する ○医療を要する疾患（要注意、要治療）の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること）
和歌山県 子宮体部の細胞診（個別）実施基準																																																					
項目	実施方法等																																																				
実施主体	市町村																																																				
実施機関	個別検診実施機関																																																				
対象者	子宮頸がんの間診の結果、最近6か月以内に、不正性器出血、月経異常、褐色帯下のいずれかの症状を有した者 ※																																																				
検診方法	子宮内膜細胞診 子宮体部細胞診のみは行わないものとし、子宮頸がん検診と併せて実施すること。																																																				
採取器具	吸引法、擦過法いずれかによる。																																																				
採取箇所	子宮腔内																																																				
検体の採取方法	直接塗沫法																																																				
染色	パパニコロウ染色																																																				
検鏡判定	陰性、疑陽性、陽性																																																				
精検基準	疑陽性、陽性 ただし、陰性であっても臨床症状を勘案し、精密検査の可否を決定する。																																																				
結果通知	実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○がん検診の異常を認めない場合 様式2により通知。また不正性器出血のチェック等、日常生活の注意を促すとともに、引き続き、次回の検診受診を勧奨する ○検体不適正につき再検査の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること）																																																				
和歌山県 子宮体部の細胞診（個別）実施基準																																																					
項目	実施方法等																																																				
実施主体	市町村																																																				
実施機関	個別検診実施機関																																																				
対象者	子宮頸がんの間診の結果、最近6か月以内に、不正性器出血、月経異常、褐色帯下のいずれかの症状を有した者 ※																																																				
検診方法	子宮内膜細胞診 子宮体部細胞診のみは行わないものとし、子宮頸がん検診と併せて実施すること。																																																				
採取器具	吸引法、擦過法いずれかによる。																																																				
採取箇所	子宮腔内																																																				
検体の採取方法	直接塗沫法																																																				
染色	パパニコロウ染色																																																				
検鏡判定	陰性、疑陽性、陽性																																																				
精検基準	疑陽性、陽性 ただし、陰性であっても臨床症状を勘案し、精密検査の可否を決定する。																																																				
結果通知	実施機関：結果を市町村に通知するものとする。 市町村：○異常を認めない場合 様式2により通知。また不正性器出血のチェック等、日常生活の注意を促すとともに、引き続き、次回の検診受診を勧奨する ○医療を要する疾患（要注意、要治療）の場合 様式3により通知。 ○要精密検査の場合 様式1の検診結果に基づき、様式4により通知し、精密検査受診を指導。（この際、親展文書によるか、又は直接保健師が訪問するなど、秘密の保持に十分配慮すること）																																																				

改正後

子宮頸がん検診受診票

受付番号	検診日	年	月	日			
フリガナ氏名	住所	〒					
電話番号	生年月日	昭和 平成	年	月	日	満	歳

問診：該当するところに記入または○印をつけて下さい。

(1) 初経は 歳 閉経は 歳

(2) 最近の月経は… 最終月経 月 日から 日間 (順・不順)(多い・普通・少ない)

(3) 妊娠は… 回 分娩は 回

(4) 過去6か月以内の不正性器出血、月経異常や褐色帯下は…  
ない・ある(閉経後出血・性交時出血・過多月経・不規則月経・一時的な少量月経・褐色帯下)

(5) 今までに子宮頸がん検診を受けたことが… ない・ある(年 月頃):(異常なし・要観察・要精検)

(6) 現在、子宮頸部の病気が異常(子宮頸がんや異形成など)で通院している(年1回以上)… ない・ある

(7) 今までに婦人科の手術を受けたことが… ない・ある(手術名: )

(8) 今までに子宮頸がんワクチンの接種を受けたことが… ない・ある

(9) たばこを吸っていますか… 吸わない・過去に吸っていた・吸っている

(10) 家族(血縁)に婦人科のがんにかかった人が… いない・いる(誰が: ) (部位: )

標本No.				
検査機関名				
採取器具	<input type="checkbox"/> 通常標本(□スパーテル □ブラシ □サイトピック □綿棒) <input type="checkbox"/> 液状処理検体(□スパーテル □ブラシ □サイトピック)			
標本の適否	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正(□細胞数不足 □炎症 □血液 □変性 □乾燥 □その他)	次の対応 <input type="checkbox"/> 再検査 <input type="checkbox"/> 直ちに <input type="checkbox"/> 抗炎症治療後		
細胞診判定	陰性	<input type="checkbox"/> NILM【陰性】 <input type="checkbox"/> ASC-US【意義不明な異型扁平上皮細胞】	精密検査不要 要精密検査 <input type="checkbox"/> 直ちにハイリスクHPV検査施行 陰性:1年後に細胞診検査 陽性:コルポ・生検 <input type="checkbox"/> 6か月目と12か月目に細胞診検査 <input type="checkbox"/> 直ちにコルポ・生検	
	扁平上皮系異常	<input type="checkbox"/> ASC-H【HSILを除外できない異型扁平上皮細胞】 <input type="checkbox"/> LSIL【軽度扁平上皮内病変疑い】 <input type="checkbox"/> HSIL【高度扁平上皮病変疑い】 <input type="checkbox"/> SCC【扁平上皮癌疑い】	要精密検査(直ちにコルポ・生検) 要精密検査(直ちにコルポ・生検) 要精密検査(直ちにコルポ・生検) 要精密検査(直ちにコルポ・生検)	
		腺系異常	<input type="checkbox"/> AGC【異型腺細胞疑い】 <input type="checkbox"/> AIS【上皮内腺癌疑い】	要精密検査(直ちにコルポ・生検) 要精密検査(直ちにコルポ・生検)
		その他の悪性腫瘍	<input type="checkbox"/> Adenocarcinoma【腺癌疑い】 <input type="checkbox"/> Other malig.【その他の悪性腫瘍疑い】	要精密検査(直ちにコルポ・生検) 要精密検査(直ちにコルポ・生検・病変検索)
	検診結果を受診者に説明・指示	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 ( )		
	検診中/検診後の重篤な偶発症	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )		
	コメント			
特記事項	<input type="checkbox"/> 頸管ポリープ <input type="checkbox"/> 膣炎( ) <input type="checkbox"/> 子宮筋腫 <input type="checkbox"/> 付属器腫瘍 <input type="checkbox"/> その他( )			
以上のとおり報告します。 年 月 日 検診実施機関名 医師名				

※精密検査の結果はお住まいの市町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、医療機関の検診精度向上のため、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。

現 行

様式1

住所	〒
フリガナ	
氏名	

子宮頸がん検診受診票

受付番号	検診日	平成	年	月	日
生年月日				年齢	
昭和	年	月	日	満	歳
電話番号					

【問診】(該当するところに記入または○印をつけて下さい。)

(1) 初経は 歳 閉経は 歳

(2) 最近の月経は… 最終月経 月 日から 日間 (順・不順)(多い・普通・少ない)

(3) 妊娠は… 回 分娩は 回

(4) 今までに、産婦人科医の治療は… 受けていない・受けている(病名: )

(5) 今までに、ホルモン剤の使用は… ない・ある(種類: )(期間: )

(6) 今まで大きな病気をしたことが… ない・ある(病名: )

(7) 今までに婦人科の手術を受けたことが… ない・ある(手術名: )

(8) 過去6か月以内の不正性器出血、月経異常や褐色帯下は…  
ない・ある(閉経後出血・性交時出血・過多月経・不規則月経・一時的な少量月経・褐色帯下)

(9) 今までに子宮頸がん検診を受けたことが… ない・ある(年 月頃):(異常なし・要観察・要精検)

(10) 今までに子宮頸がんワクチンの接種を受けたことが… ない・ある

(11) たばこを吸っていますか… 吸わない・過去に吸っていた・吸っている

(12) 家族(血縁)に婦人科のがんにかかった人が… いない・いる(誰が: ) (部位: )

子宮頸がん検診の精度向上のため、検診結果及び精密検査結果等を、市町村及び検診実施機関が把握することに同意します。

署名( )

臨床診断	1.頸管ポリープ 2.膣炎 3.子宮筋腫 4.不正出血 5.付属器腫瘍 6.その他( )	
頸部細胞診結果	標本No.	検査機関名
	採取器具	<input type="checkbox"/> 通常標本(□スパーテル □ブラシ □サイトピック □綿棒) <input type="checkbox"/> 液状処理検体
	標本の適否	<input type="checkbox"/> 適正(判定可能) <input type="checkbox"/> 不適正(判定不可能) (不適正理由)a.細胞数不足 b.炎症 c.血液 d.変性 e.乾燥 f.その他
	陰性	1.NILM(この標本中に異型細胞は認めません) 2.微生物(トコモナス・真菌類・ヘルペス・細菌・他) 3.反応性細胞変化(炎症・修復)・萎縮
ベセスダシステム	扁平上皮系異常	1.ASC-US(軽度扁平上皮内病変疑い) 2.ASC-H(高度扁平上皮内病変疑い) 3.LSIL(HPV感染 軽度異形成) 4.HSIL(中等度異形成 高度異形成 上皮内癌) 5.SCC(扁平上皮癌)
	腺系異常 その他の悪性腫瘍	1.AGC(腺異型 腺癌疑い) 2.AIS(上皮内腺癌) 3.Adenocarcinoma(腺癌) 4.Other malig.(その他の悪性腫瘍)
検診結果 (受診者に説明・指示 済・未)		
頸部	1.異常を認めない	
	2.標本不適正にて再検査が必要 (直ちに・抗炎症治療後・3か月後・6か月後)(再検査 済・未)	
	3.精密検査が必要(精密検査 済・未) ※ASC-USの場合、①～③のいずれかで検査 ①直ちにハイリスクHPV検査施行(HPV検査の結果、(+)であればコルポ・生検、(-)であれば1年後に細胞診検査) ②6か月目と12か月目に細胞診検査 ③直ちにコルポ・生検	
検診中/検診後の重篤な偶発症 無・有( )		
以上のとおり報告します。 平成 年 月 日 検診実施機関名 医師名		

改正後	現行
<p>様式2</p> <p>様</p> <p>子宮頸がん検診結果について</p> <p>年 月 日に実施した子宮頸がん検診の結果をお知らせいたします。</p> <p><b>精密検査不要</b> ➤ 今回の子宮頸部擦過細胞診の結果、異常は認められませんのでさらに詳しい検査を行う必要はありません。</p> <p>○ただし、細胞診ですべての子宮頸がんを発見することはできません。今回の検査で異常がなくても、不正出血などの自覚症状があった場合は、すぐに直接医療機関（婦人科専門）にご相談ください。</p> <p>○また、症状がなくても2年に1度は必ず検診を受けましょう。</p> <p>○特記事項</p> <p>1. 特記事項なし</p> <p>2. ( ) が疑われますので、婦人科専門医に相談してください。</p> <p>(担 当) 課 名 T E L</p>	<p>様式2</p> <p>子宮頸がん検診結果について</p> <p>様</p> <p>市町村長名 印</p> <p>平成 年 月 日に受診された子宮頸部の検査等の結果、特に異常な所見は認められませんでした。</p> <p>今後も2年に1度は必ず検診を受けてください。</p> <p>ただし、不正性器出血等の症状がみられる場合は、医療機関を受診してください。</p> <p>(担 当) 課 名 TEL</p>

改 正 後	現 行
<p>様式 3</p> <p>再検査用</p> <p>様</p> <p>子宮頸がん検診結果について</p> <p>年 月 日に実施した子宮頸がん検診の結果をお知らせいたします。</p> <p>( ) ですので ( ) ヶ月後に再検査を受けてください。</p> <p>(担 当) 課 名 T E L</p>	<p>様式 3</p> <p>他疾患・再検査用</p> <p>子宮頸がん検診結果について</p> <p>様</p> <p>市町村長名 印</p> <p>平成 年 月 日に受診された子宮頸部の検査等の結果は、次のとおりです。</p> <p>1 ( ) ですので ( ) か月後に再検査を受けてください。</p> <p>2 ( ) ですので婦人科専門医に相談してください。</p> <p>(担 当) 課 名 TEL</p>

改正後

様式4

様

子宮頸がん検診結果について

年 月 日に実施した子宮頸がん検診の結果をお知らせいたします。

**要精密検査** ➤ 今回の子宮頸部擦過細胞診の結果、さらに詳しい検査が必要です。

○子宮頸部の細胞診により異常を認めますので、できるだけ早く精密検査を医療機関（精密検査の可能な婦人科のある医療機関）で受けてください。自覚症状がない子宮頸がんもありますので、**自覚症状がなくても必ず精密検査を受けてください。**

精密検査について

- 精密検査の方法は、コルポスコピー（膣拡大鏡診）、組織検査やヒトパピローマウイルス検査などがありますが、その方法は、悪性の可能性の有無により選択されます。
- 要精密検査となった方の中で、がんが発見される確率は約2%です。  
※厚生労働省「平成27年度地域保健・健康増進事業報告」参考

精密検査の際には以下のものを忘れずにご持参ください。

- ①子宮頸がん検診結果について（本状）
- ②子宮頸がん検診受診票
- ③返信用封筒（精密検査結果報告書在中）
- ④健康保険証

実施機関の長 様

年 月 日  
市町村長 印

子宮頸がん精密検査依頼書

本書持参の上記の方は、子宮頸がん検診の結果、子宮頸部の精密検査を要すると思われま  
すのでよろしく申し上げます。

なお、要精密検査者の追跡調査を行っておりますので、お手数ながら別添報告書に所定の事  
項をご記入の上、ご送付くださいますようお願いいたします。

現 行

様式4

様

子宮頸がん検診結果のお知らせ

平成 年 月 日に受診された子宮頸部の検査等の結果について、次のとおり  
お知らせします。

**精密検査を受けてください。**

今回の検診の結果、さらにくわしい検査をする必要があります。できるだけ早く婦人科専門  
医を受診してください。

精密検査をすすめられたからといっても、必ずしも病気であるとは限りません。  
心配するより、まず受診してください。

精密検査を受けられるときは、

- ①この「お知らせ」とともに
- ②返信用封筒（精密検査結果報告書在中）
- ③健康保険証

等を持参し、病院または医院の受付に提出してください。

実施機関の長 様

平成 年 月 日  
市町村長 印

子宮頸がん精密検査依頼書

本書持参の上記の方は、子宮頸がん検診の結果、子宮頸部の精密検査を要すると思われ  
ますのでよろしく申し上げます。

なお、要精密検査者の追跡調査を行っておりますので、お手数ながら別添報告書に所定の  
事項をご記入の上、ご送付くださいますようお願いいたします。



改 正 後	現 行
<p>別添4_仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目【子宮頸がん検診】</p> <p><b>1. 検査の精度管理</b></p> <p><b>検診項目</b></p> <p>○検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診とする。</p> <p><b>問診</b></p> <p>○問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。</p> <p>○問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。</p> <p><b>視診</b></p> <p>○視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。</p> <p><b>子宮頸部細胞診検体採取（検診機関での精度管理）</b></p> <p>○細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を明らかにする。</p> <p>○『細胞診は、直視下に子宮頸部及び陰部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理*する。  <b>※採取した細胞は直ちにスライドガラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。』</b></p> <p>○細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。</p> <p>○検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行う</p> <p>○検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じる。</p> <p>○問診記録、検診結果は少なくとも5年間は保存する。</p> <p><b>子宮頸部細胞診判定（細胞診判定施設での精度管理）</b></p> <p>○細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受ける。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う【※1】</p> <p>○細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行う【※1】。または再スクリーニング施行率を報告する。</p> <p>○細胞診結果の報告には、ベセスダシステム【※2】を用いる。</p> <p>○全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記する。</p> <p>○がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。</p> <p>○標本は少なくとも5年間は保存する。</p> <p><b>受診者への説明</b></p> <p>○検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明する。</p> <p>○精密検査の方法について説明する（精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など）。</p> <p>○精密検査結果は市町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明する。</p> <p>○検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明する。</p> <p>○検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明する。</p> <p>○子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く（2011年、5位）、また近年増加傾向にあることなどを説明する。</p>	<p>別添4_仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目【子宮頸がん検診】</p> <p><b>1. 検査の精度管理</b></p> <p><b>検診項目</b></p> <p>○検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診とする。</p> <p><b>問診</b></p> <p>○問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。</p> <p>○問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。</p> <p><b>視診</b></p> <p>○視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。</p> <p><b>子宮頸部細胞診検体採取（検診機関での精度管理）</b></p> <p>○細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を明らかにする。</p> <p>○『細胞診は、直視下に子宮頸部及び陰部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理（固定）する。』</p> <p>○細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。</p> <p>○検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行う</p> <p>○検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じる。</p> <p>○問診記録、検診結果は少なくとも5年間は保存する。</p> <p><b>子宮頸部細胞診判定（細胞診判定施設での精度管理）</b></p> <p>○細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受ける。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う【※1】</p> <p>○細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行う【※1】。または再スクリーニング施行率を報告する。</p> <p>○細胞診結果の報告には、ベセスダシステム【※2】を用いる。</p> <p>○全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記する。</p> <p>○がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。</p> <p>○標本は少なくとも5年間は保存する。</p> <p><b>受診者への説明</b></p> <p>○検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明する。</p> <p>○精密検査の方法について説明する（精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など）。</p> <p>○精密検査結果は市町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明する。</p> <p>○検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明する。</p> <p>○検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明する。</p> <p>○子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く（2011年、5位）、また近年増加傾向にあることなどを説明する。</p> <p><b>2. システムとしての精度管理</b></p>